

高知県福祉・介護事業所認証評価制度 認証更新の手続きについて

認証の有効期限は、実施要綱第7条第4項において認証した日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までと定めているところです。

つきましては、下記により更新手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、実施要項や様式については、当課ホームページに掲載しております。

記

1 認証更新の条件

- ・認証基準を満たした取組が認証後も継続していること

2 提出書類

- ・認証更新申請書（様式第4号（第7条関係））
- ・認証更新時セルフチェックシート
- ・その他確認に必要な書類（事前提出書類一覧表に記載の書類）

3 申請期間

認証の有効期限の属する月の2ヶ月前の初日から1ヶ月前の末日まで

4 更新審査

申請書類受理後、県庁舎または県の指定する場所において審査（1時間程度）を実施します。追って、日程調整させていただきます。

5 更新期限

取組状況	更新期限
① 3年間または5年間継続して全ての基準に取り組んでいる場合	5年後
② 全ての基準において、少なくとも1つの年度では取り組めており、取り組めていない基準について、審査実施年度には取り組めている場合	3年後
③ 一部の年度において取り組めていない基準があるが、少なくとも1つの年度では、全ての基準に取り組んでいる	<u>条件付</u> 3年後
④ 上記に該当しない場合（認証更新の手続きを行わない場合を含む）	－

※①の場合において、認証取得後に追加された評価項目については、評価項目が追加されて初めて迎える更新時に限り、3年間または5年間継続して取り組めていない場合においても、少なくとも直近年度において取組が実施されていれば、5年後の更新を認めることとします。

※③の場合においては、翌年度に更新の再審査を行い、全ての項目において基準を満たすことを確認します。更新の再審査を行った際に全ての項目において基準を満たすことが確認できない場合は、認証の効力は失効となります。

※④の場合も、認証の有効期限満了後に再度認証申請を行うことができます。

<お問い合わせ及び提出先>

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課
福祉・介護人材対策室
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
TEL：088-823-9631 Fax：088-823-9259